

投産所經營の方策を確立乃至踏襲し、特に後者に就いては組合の基本金以外政府當局より補助金を交附せしめて夫々所期の運動を進めてゐる。勿論此の如き姑息且退嬰的な方針は、毫も本問題の根本に觸れるものではなく、失業問題の本質より見てその救済が政府並船主の負擔に於いて爲さるべしといふ主張は毫も變更する處はないが、海運不況打開、特に繋船防止のために海運調査會の決議を重んじて最低賃銀の一部を切下げたる本組合の合法運動の關するかぎり、背水陣的相互扶助の至上の行動であることを信ずる。而して此種失業海員救済事業を通じて本組合が獲得した社會的地位が、今後組合員の社會生活を拘束する海上諸法規の改正、其他の問題解決に偉大なる貢獻をなすべきことは論を俟たぬ處である。

要之、昭和六年度の本組合運動は、極めて不利なる客觀的情勢下に於て、尙且相當の効果を擧げたものであることを確信する。然し乍ら吾等の結集的努力にも拘らず、大會決議の大部分に解決を與えずして次年度に持越し、獲得すべき多くのものを尙獲得し得ず、奪はれたるものを尙奪還し得なかつた事は、吾々の最も遺憾とする處であつて此點組合員各位と共に今後の躍進を茲に誓はんとするものである。

組 合 役 員

規約第十三條による組合役員

- 組 合 長 濱 田 國 太 郎
- 副 組 合 長 堀 内 長 榮
- 評 議 員 四 百 名(氏名省略)

規約第十四條による専門部長並に部員

- 組 織 部 長 赤 崎 寅 藏
- 政 治 部 長 濱 田 國 太 郎
- 教 育 出 版 部 長 米 窪 滿 亮
- 國 際 部 長 同
- 調 査 部 長 那 賀 源 三 郎
- 會 計 部 長 德 田 五 郎

(各部々員氏名省略)

規約第十五條による顧問

- 榎 崎 猪 太 郎
- 岡 崎 憲 都 竹 要 次 郎

規約第十六條による船内幹事

- 船 内 幹 事 (氏名省略)